第4次野辺地町行財政改革大綱　実施計画

改革事項	(1)事務事業の見直し		ウ　許認可等の事務手続きの簡素化と行政手続きの明確化	
改革項目	行政手続条例の改正 (パブリックコメント部分の追加)		担当部署	総務課
年度計画	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年度目標	野辺地町行政手続条例の改正 (行政手続法第39条第3項参照、浦安市行政手続条例第38条第3項参考)	意見公募手続の実施	意見公募手続の実施	意見公募手続の実施
実施概要	・議決、周知	意見公募手続の実施	意見公募手続の実施	意見公募手続の実施

年度計画	平成28年度
年度目標	野辺地町行政手続条例の改正 (行政手続法第39条第3項参照、浦安市行政手続条例第38条第3項参考)
実施状況及び今後の進行計画	○行政手続条例の改正に向けた情報収集を行い、平成29年3月に条例改正を行った。 ①　改正概要 ・意見公募手続が必要な対象の規定 …規則、告示、審査基準及び処分基準等。 ・意見公募手続から除外する対象の規定 …町の機関の設置及び町職員の給与等の規則等。 ・意見公募手続の実施に関する規定 …意見公募期間、意見の提出方法及び公募結果の公表等。 ②　施行期日…平成29年4月1日 ○今後も、意見公募手続きの簡素化等の検討をしていく。
問題点等	条例の改正に伴い、職員に対し、制度について理解を深めるための取組みが必要となる。

年度計画	平成29年度
年度目標	意見公募手続の実施
実施状況及び今後の進行計画	○行政手続条例の一部改正により、行政手続法に基づく意見公募手続に関する事項を規定した。 ○現在、各種計画策定において、意見公募手続き(パブリックコメント)を準用しているが、今後は各種計画の策定時等のパブリックコメントの実施方法の統一を図っていくこととした。
問題点等	職員に対し制度の定着を図るための取組みが必要となる。

年度計画	平成30年度
年度目標	意見公募手続の実施
実施状況及び今後の進行計画	○「野辺地町パブリックコメント手続実施規程」を制定した。 ・今後、行政の各種計画策定時にパブリックコメントを活用することとした。 ・施行は平成31年4月1日。 ○職員周知を図っていくこととする。
問題点等	